

農産物・砂糖市場の各商品の標準品及び受渡供用品の格差等について

株式会社 東京工業品取引所

農産物・砂糖市場の各商品（一般大豆、小豆、とうもろこし及び粗糖）の標準品及び各限月の取引対象については、下記のとおりとするとともに、受渡供用品の格差及び格付表については、別紙のとおりとする。

記

1. 標準品等について

(1) 一般大豆

標準品

アメリカ合衆国産黄大豆のうち、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No2 であって、遺伝子組換え大豆又は遺伝子組換え大豆と非遺伝子組換え大豆とが分別されていない大豆

各限月の取引対象とする「出港期間」

限月	出港期間
2013年2月限 ～ 2013年10月限	2012年10月1日～2013年9月30日の間に アメリカ合衆国又はカナダを出港したもの
2013年12月限 ～ 2014年10月限	2013年10月1日～2014年9月30日の間に アメリカ合衆国又はカナダを出港したもの

(2) 小豆

標準品

北海道産小豆のうち、一般小豆（普通小豆）2等合格品

各限月の取引対象とする「年産」

限月	年産
2013年2月限 ～ 2013年10月限	平成24年産 (2012年産)
2013年11月限 ～ 2014年10月限	平成25年産 (2013年産)

(3) とうもろこし

標準品

アメリカ合衆国産黄とうもろこしのうち、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No3（未通関のもの）

(4) 粗糖
標準品

糖度 96 度の外国産甘蔗分蜜粗糖 (未通関のもの)
各限月の取引対象とする「産糖年度」

限月	産糖年度	
	北半球 (キューバ、コスタリカ、 タイ、フィリピン)	南半球 (オーストラリア、南アフリカ 共和国、ブラジル、フィジー)
2013年5月限	2012/2013年度 (2012年10月～2013年9月)	2013/2014年度 (2013年10月～2014年9月)
7月限		
9月限		
11月限	2013/2014年度 (2013年10月～2014年9月)	
2014年1月限		
3月限		
5月限	2013/2014年度 (2013年10月～2014年9月)	2014/2015年度 (2014年10月～2015年9月)
7月限		
9月限		
11月限	2014/2015年度 (2014年10月～2015年9月)	
2015年1月限		

2. 受渡供用品等について

別紙 (格付表) にて記載

以 上

一般大豆 格付表

2013年2月限～2013年10月限適用

株東京工業品取引所

サイロ保管品 1,000kg につき

標準品	受渡供用品		
	出港区区分	産地	格差
アメリカ合衆国産黄大豆未選品 (出港地がアメリカ合衆国又はカナダのものであって、遺伝子組換え大豆を分別又は不分別のもの)	2011年10月1日～ 2012年9月30日出港	アメリカ合衆国産黄大豆未選品 (出港地がアメリカ合衆国又はカナダのもの)	同 格
	2012年4月1日～ 2013年9月30日出港	ブラジル連邦共和国産大豆未選品 (出港地がブラジル連邦共和国のもの)	同 格
	2012年4月1日～ 2013年9月30日出港	パラグアイ共和国産大豆未選品 (出港地がブラジル連邦共和国のもの)	同 格

附 則

- 供用期間は、本表に特に定めのあるもののほか2013年10月限までとする。
- 供用期限は、積来本船の入港日の属する月を含む6か月以内(ブラジル連邦共和国産大豆及びパラグアイ共和国産大豆にあっては、3か月以内)のもの
- 受渡供用品の要件
 - 遺伝子組換え又は遺伝子組換え不分別の大豆であるもの
 - アメリカ合衆国産黄大豆にあっては、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No. 2 以上のものとして輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14%以下のもの
 - ブラジル連邦共和国産大豆及びパラグアイ共和国産大豆にあっては、ブラジル連邦共和国の穀物輸出協会(ASSOCIACAO NACIONAL DOS EXPORTADORES DE CEREAIS 以下「ANEC」という。)の定める輸出契約書式 No.41 で規定する品質規格以上のものとして輸出され、ブラジル連邦共和国産大豆未選品又はパラグアイ共和国産大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、油分含有量は18.5%以上、夾雑物は2%以内のものであって、かつ、その旨の品質証明書が添付されているもの

- 通関を済ませ、かつ、植物防疫法並びに食品衛生法に抵触しないもの
- サイロに保管されているもの
- 当社の特定した輸入業者が輸入し、当社の認定した取引参加者が倉荷証券上の寄託者となるもの
- 出港地がカナダであるアメリカ合衆国産黄大豆にあっては、アメリカ合衆国産である旨の原産地証明書の添付があるもの
- 植物防疫所の指示による菌核除去の作業のみを行なったものは、これを未選品として、受渡しに供用することができる
- 次の各号の一に該当するものは、受渡しに供用することができない。
 - アメリカ合衆国産黄大豆にあっては黄色種以外の特殊大豆
 - 倉荷証券に本船名、入港年月日を単独で記載できないもの
 - 陸揚港の異なるものおよび陸揚港不明のもの
 - 過去に出庫歴のあるもの(ただし、指定倉庫業者の都合による同一倉所内で倉替えしたものを除く)

一般大豆 格付表

2013年12月限～2014年10月限適用

株東京工業品取引所

サイロ保管品 1,000kgにつき

標準品	受渡供用品		
	出港区区分	産地	格差
アメリカ合衆国産黄大豆未選品 (出港地がアメリカ合衆国又はカナダのものであって、遺伝子組換え大豆を分別又は不分別のもの)	2012年10月1日～ 2013年9月30日出港	アメリカ合衆国産黄大豆未選品 (出港地がアメリカ合衆国又はカナダのもの)	同 格
	2013年4月1日～ 2014年9月30日出港	ブラジル連邦共和国産大豆未選品 (出港地がブラジル連邦共和国のもの)	同 格
	2013年4月1日～ 2014年9月30日出港	パラグアイ共和国産大豆未選品 (出港地がブラジル連邦共和国のもの)	同 格

附 則

- 供用期間は、本表に特に定めのあるもののほか2014年10月限までとする。
- 供用期限は、積来本船の入港日の属する月を含む6か月以内(ブラジル連邦共和国産大豆及びパラグアイ共和国産大豆にあっては、3か月以内)のもの
- 受渡供用品の要件
 - 遺伝子組換え又は遺伝子組換え不分別の大豆であるもの
 - アメリカ合衆国産黄大豆にあっては、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No. 2 以上のものとして輸出され、アメリカ合衆国産黄大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、水分が14%以下のもの
 - ブラジル連邦共和国産大豆及びパラグアイ共和国産大豆にあっては、ブラジル連邦共和国の穀物輸出協会(ASSOCIACAO NACIONAL DOS EXPORTADORES DE CEREAIS 以下「ANEC」という。)の定める輸出契約書式 No.41 で規定する品質規格以上のものとして輸出され、ブラジル連邦共和国産大豆未選品又はパラグアイ共和国産大豆未選品としての一般流通品以上の品位を有し、油分含有量は18.5%以上、夾雑物は2%以内のものであって、かつ、その旨の品質証明書が添付されているもの

- 通関を済ませ、かつ、植物防疫法並びに食品衛生法に抵触しないもの
- サイロに保管されているもの
- 当社の特定した輸入業者が輸入し、当社の認定した取引参加者が倉荷証券上の寄託者となるもの
- 出港地がカナダであるアメリカ合衆国産黄大豆にあっては、アメリカ合衆国産である旨の原産地証明書の添付があるもの
- 植物防疫所の指示による菌核除去の作業のみを行なったものは、これを未選品として、受渡しに供用することができる
- 次の各号の一に該当するものは、受渡しに供用することができない。
 - アメリカ合衆国産黄大豆にあっては黄色種以外の特殊大豆
 - 倉荷証券に本船名、入港年月日を単独で記載できないもの
 - 陸揚港の異なるものおよび陸揚港不明のもの
 - 過去に出庫歴のあるもの(ただし、指定倉庫業者の都合による同一倉所内で倉替えしたものを除く)

小豆 格付表

2013年2月限 ~ 2013年10月限 適用

(株)東京工業品取引所

30kgにつき

標準品	受 渡 供 用 品								
	産地・品種銘柄	格			差				
		平成24年産			平成23年産				
		1等	2等	3等	1等	2等	供用期限		
平成24年産 北海道産 検査規格一般小豆(普通小豆)2等合格品 (正味30kg紙袋入)	国内産小豆 検査規格一般小豆 (正味30kg紙袋入)	北海道産(普通)小豆	格上 500円	/	格下 3,500円	格下 500円	格下 1,000円	2012年 12月限まで	
		北海道産大納言小豆	格上 500円	同 格	/	/	/		
		各都府県産(普通)小豆	格下 1,000円	格下 1,500円	格下 4,000円	/	/		
	外国産赤小豆 (正味60kg麻袋入)	中華人民共和国産 (中華人民共和国の港から積出されたもの)	2012年産			2011年産			2012年 12月限まで
		河北省産赤小豆	格下 6,000円			格下 7,000円			
		山東省産赤小豆	格下 6,000円			格下 7,000円			
		陝西省産赤小豆	格下 6,000円			格下 7,000円			
		山西省産赤小豆	格下 6,000円			格下 7,000円			
		黒龍江省産赤小豆	格下 7,000円			格下 8,000円			
		吉林省産赤小豆	格下 7,000円			格下 8,000円			
遼寧省産赤小豆	格下 7,000円			格下 8,000円					

附 則

- 受渡品故障申立て(品質のみ)の値引限度額は、30kgにつき800円とする。
- 供用期間は、本表に特に定めのあるもののほか2013年10月限までとする。
- 平成25年産の都府県産小豆は2013年8月限より、平成25年産の北海道産小豆および北海道産大納言小豆は2013年10月限より、本表の格差と同格で供用できる。
- 外国産赤小豆の受渡供用要件
 - 通関を済ませ(輸入許可前引取りの承認を受けた場合を含む。)かつ、植物防疫法並びに食品衛生法に抵触しないもの
 - 生産国内の港から積出されたもの
 - 当社又は他の穀物取引所の指定した機関により所要事項を記載した票箋が結付されているもの
 - 政府買入国内産米麦包装用麻袋又はこれに準ずる麻袋に包装され、1袋の量目が正味60kgのもの
 - 一般流通品以上の品位を有するもの

- 1受渡単位は、産地、品種銘柄、等級ごとに、正味30kg紙袋入りのものにあつては80袋、正味60kg麻袋入りのものにあつては40袋とする。
- 次の各号の一に該当するものは、受渡しに供用することができない。
 - 赤小豆以外の特殊小豆
 - 1受渡単位に異種類の包装の混入するものおよび1袋の容量を異にするものを混入するもの
 - 外国産赤小豆であつて国内でみがいたもの
 - 外国産赤小豆の皆掛60kgのもの
 - 外国産赤小豆であつて北海道に所在する指定倉庫のもの
- 貨物運送運賃は次のとおりとする。
 - 北海道に所在する指定倉庫において受渡しを行う場合は、1枚につき32,000円
 - 北海道及び東京都特別区以外の地域に所在する指定倉庫において受渡しを行う場合は、1枚につき5,000円。ただし、外国産赤小豆にあつては貨物運送運賃を徴収しない。

とうもろこし 格付表

(株)東京工業品取引所

1,000 kgにつき

標 準 品	供 用 品	
	銘 柄	格 差
アメリカ合衆国産黄とうもろこし アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 3	アメリカ合衆国産黄とうもろこし アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No.1	同 格
	アメリカ合衆国産黄とうもろこし アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 No.2	同 格

附 則

1. 供用期間は、当社が変更するまでとする。
2. 当社の受渡しに供用するものは、次の要件を満たしたものに限る。
 - (1) 船荷証券、本船荷渡指図書又は荷渡指図書にアメリカ合衆国産黄とうもろこしである旨が表示されているもの
 - (2) 産地から船積みされ、直接日本の港に到着したものであって、荷受渡港において積来本船から艀内渡しされる未通関のバラ積みのもの
 - (3) 海上運賃及び海上保険料は、渡方が負担したもの
 - (4) 「反すう動物用飼料への動物由来たん白質混入防止に関するガイドライン」(平成 15 年 9 月 16 日付農林水産省消費・安全局長通知) に基づき A 飼料として、当社が特定した業者が輸入したもの
 - (5) 品位は、アメリカ合衆国農務省穀物検査規格 3 以上、水分 15% 以下で輸出されたもので、送り状 (Invoice) により確認できるもの
 - (6) 産地を正常無事故の状態で積み出されたものであって、植物防疫法に抵触することなく、かつ、雨淡水濡れ、汗濡れ、海水濡れ、カビ損、高温障害等の事故品を取り除いたもの

粗糖 格付表

(株)東京工業品取引所

産糖年度

標準品	産糖国	格差
外国産甘蔗分蜜粗糖 糖度 96 度基準のもの	キューバ	同 格
	コスタリカ	〃
	タイ	〃
	フィリピン	〃
	オーストラリア	〃
	南アフリカ共和国	〃
	ブラジル	〃
	フィジー	〃

区分	産糖国	産糖年度
北半球	キューバ	10月から翌年9月
	コスタリカ	〃
	タイ	〃
	フィリピン	〃
南半球	オーストラリア	4月から翌年3月
	南アフリカ共和国	〃
	ブラジル	〃
	フィジー	〃

糖 度 格 差

糖 度	格 差
糖度 96 度をこえ 97 度以下のもの	1.50%加算
糖度 97 度をこえ 98 度以下のもの	更に 1.25%加算
糖度 98 度をこえるもの	更に 1.00%加算
糖度 96 度未満 95 度以上のもの	1.60%減算
糖度 95 度未満 94 度以上のもの	更に 2.00%減算

1 度未満の端数については同一割合により計算するものとする。

附 則

1. 供用期間は、当社が変更するまでとする。
2. 船積月の属する産糖年度（産糖国における産糖年度をいう。）の産糖であるもの。ただし、船積月が当該産糖年度開始後 6 か月以内のときは、前産糖年度の産糖も受渡供用品とすることができる。
3. 受渡供用品は、甘蔗分蜜粗糖以外の貨物が同一の本船に積載されていないものとする。ただし、渡方が当該粗糖について汚染がないように措置し、当該本船にかかるすべての受渡当事者で合意した旨の連署を当社に届け出て、当社が特別に認めたものについてはこの限りではない。